

令和 5 年 第 2 回  
市 議 会 定 例 会 資 料

その 3



目 次

議案第 6 5 号關係	-----	5
議案第 6 6 号關係	-----	6
議案第 6 7 号關係	-----	1 1
議案第 6 8 号關係	-----	1 5
報告第 1 6 号關係	-----	1 9
報告第 1 7 号關係	-----	2 0



## 令和5年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第4号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 広報広聴費	980					980
	広聴活動事業費 (市民相談課)		犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るために支給する犯罪被害者等への見舞金等について、年度末に向けて予算の不足が見込まれるため、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年6月12日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	362					362
	車両管理経費 (資産経営課)		公用自動車の修繕のため、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年6月12日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費	14,135					14,135
	体育館管理運営経費 (スポーツ推進課)		総合体育館の長期休館も見据えた中で、市体育館の更なる有効活用を図るため、競技場に半面で利用可能なバスケットボール用コートを2面設置することに伴い、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年6月12日)				
4	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	7,913			6,000		1,913
	収集車等購入経費 (環境事業センター) (繰越明許費)		じんかい収集車の購入について、車両価格等の高騰に伴い、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年6月12日)				
5	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	185					185
	事務局管理経費 (教育施設課)		公用自動車の修繕のため、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年6月12日)				

## 茅ヶ崎公園駐車場条例について

## 1 提案の理由

茅ヶ崎公園の駐車場について、これを有料化し、受益者負担の適正化を図るとともに、その管理を指定管理者に行わせるため提案する。

## 2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第3項

(2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第18条

## 3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎公園の駐車場（以下「駐車場」という。）の管理は、指定管理者に行わせるものとする事とした。（第2条関係）

(2) 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に駐車場に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない事とした。（第3条関係）

(3) 市長は、指定管理者の指定を受けようとする者から申請があったときは、事業計画による駐車場の管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること等の要件のいずれにも該当する者のうちから、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められる者を指定管理者として指定しなければならない事とした。（第4条関係）

(4) 指定管理者は、駐車場の供用に関する業務等を行うものとする事とした。（第5条関係）

(5) 駐車場の供用日は1月1日から12月31日までとし、供用時間は午前0時から午後12時までとする事等とした。（第6条関係）

(6) 駐車場に車両を入場させ、又は駐車場から車両を出場させることができる時間は、午前5時30分から午後9時30分までとする事等とした。（第7条関係）

(7) 駐車場に駐車することができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム未満のもの及び最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。）及び普通自動車とする事とした。（第8条関係）

(8) 駐車場に車両を駐車させる者（駐車時間が1時間以内の者を除く。）は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない事等とした。（第9条、別表関係）

(9) 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる事とした。（第10条関係）

- (10) 既納の利用料金は、還付しないこと等とした。(第11条関係)
- (11) 駐車場に車両を駐車させる者は、駐車場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならないこと等とした。(第12条関係)
- (12) 指定管理者は、駐車する車両が発火、引火又は爆発のおそれのある物品その他危険物を積載していると認められるとき等に該当する場合は、駐車を拒み、又は出場を命ずることができることとした。(第13条関係)
- (13) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。(第14条関係)
- (14) この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

## 茅ヶ崎公園駐車場条例参照条文

### ○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

### ○都市公園法

(条例又は政令で規定する事項)

- 第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

### ○道路交通法

(自動車の種類)

- 第三条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。

○茅ヶ崎市都市公園条例（茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年茅ヶ崎市条例第 号）の規定による改正後のもの）

(有料公園施設)

- 第7条 市の管理する公園施設のうち、有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は

、別表第2のとおりとする。

2 この条例に定めるもののほか、有料公園施設の管理については、第24条第1号に規定する指定管理公園施設を除き、茅ヶ崎市営体育施設条例（昭和38年茅ヶ崎市条例第17号）、茅ヶ崎市公園体験学習センター条例（平成30年茅ヶ崎市条例第37号）、茅ヶ崎市公園駐車場条例（令和5年茅ヶ崎市条例第 号）、茅ヶ崎市営水泳プール条例（昭和35年茅ヶ崎市条例第13号）、茅ヶ崎市茶室・書院条例（平成3年茅ヶ崎市条例第12号）及び茅ヶ崎市氷室椿庭園条例（平成3年茅ヶ崎市条例第16号）の定めるところによる。

## 茅ヶ崎公園駐車場条例施行規則について

### 1 提案の理由

茅ヶ崎公園駐車場条例の制定に伴い、その施行に必要な事項を定めるため提案する。

### 2 根拠法規

茅ヶ崎公園駐車場条例（令和5年茅ヶ崎市条例第 号）第3条及び第14条

### 3 規則の概要

- (1) 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする等とした。  
（第2条関係）
- (2) 茅ヶ崎公園駐車場条例（以下「条例」という。）第3条に規定する規則で定める書類は、当該団体の概要書等とすることとした。（第3条関係）
- (3) 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする等とした。（第4条関係）
- (4) 茅ヶ崎公園の駐車場（以下「駐車場」という。）に車両を駐車させようとする者は、指定管理者の定めるところにより、これを入場させ、及び出場させなければならないこととした。（第5条関係）
- (5) 条例第9条第1項に規定する者は、指定管理者の定めるところにより、駐車場の利用に係る料金を納付しなければならないこととした。（第6条関係）
- (6) 条例第10条の規定による駐車場の利用に係る料金の免除を行う場合及びその場合の額を定めること等とした。（第7条関係）
- (7) 駐車場に車両を駐車させる者は、他の車両の駐車を妨げないこと等の事項を守らなければならないこととした。（第8条関係）
- (8) 駐車場に車両を駐車させる者は、駐車場の施設等を損傷し、若しくは滅失したとき又は事故が発生したときは、直ちに市長に届け出なければならないこととした。（第9条関係）
- (9) この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。（第10条関係）
- (10) この規則は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市駐車場条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎第2駐車場等の入出場時間を拡大することにより、利用者の利便性の向上を図るため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場の入出場時間を午前0時から午後12時までに拡大することとした。（第8条関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（旧第9条、第9条から第16条まで、旧別表第2、別表第2関係）
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>(供用時間及び入出場時間)</u>  第8条 茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場の供用時間及び入出場時間(駐車場に車両を入場させ、又は駐車場から車両を出場させることができる時間をいう。以下この条において同じ。)は、午前0時から午後12時までとする。  2 東海岸南自動車駐車場の供用時間及び入出場時間は、午前8時30分から午後5時まで(7月及び8月にあつては、午前7時から午後6時まで)とする。  3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に供用時間及び入出場時間を変更することができる。</p> <p>(駐車することができる車両)  第9条 略  (利用料金)  第10条 略  2 利用料金は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。  (1) 略  (2) 東海岸南自動車駐車場 別表第2に定める額  3 略  (回数駐車券)  第11条 略  (利用料金の減免)  第12条 略  (利用料金の不還付)  第13条 略  (損害賠償)  第14条 略  (入場の制限等)  第15条 略  (委任)</p>	<p><u>(供用時間)</u>  第8条 駐車場の供用時間は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p><u>(入出場時間)</u>  第9条 駐車場に車両を入場させ、又は駐車場から車両を出場させることができる時間(以下「入出場時間」という。)は、別表第2に定めるとおりとする。  2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に供用時間_____を変更することができる。</p> <p>(駐車することができる車両)  第10条 略  (利用料金)  第11条 略  2 利用料金は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。  (1) 略  (2) 東海岸南自動車駐車場 別表第3に定める額  3 略  (回数駐車券)  第12条 略  (利用料金の減免)  第13条 略  (利用料金の不還付)  第14条 略  (損害賠償)  第15条 略  (入場の制限等)  第16条 略  (委任)</p>

第16条 略

別表第2 (第10条関係)

駐車時期の区分		単位	金額
7月及び8月以外の期間		略	略
7月及び8月の平日	略		略
	略		略
7月及び8月の休日	略		略
	略		略

備考

— 略

第17条 略

別表第2 (第8条、第9条関係)

略

備考 略

別表第3 (第11条関係)

駐車時期の区分		単位	金額
夏期 _____ 以外の期間		略	略
夏期 _____ の平日	略		略
	略		略
夏期 _____ の休日	略		略
	略		略

備考 1 「夏期」とは、別表第2備考に規定する夏期をいう。

2 略

## 茅ヶ崎市駐車場条例の一部を改正する条例参照条文

### ○地方自治法

#### (公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

## 茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

茅ヶ崎公園の駐車場の有料化に伴い所要の規定を整備するとともに、柳島しおさい公園の駐車場の無料時間を短縮するため提案する。

## 2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項
- (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第18条

## 3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎公園の有料公園施設に、駐車場を加えることとした。（第7条、別表第2関係）
- (2) 柳島しおさい公園の駐車場の無料時間を、2時間から1時間に短縮することとした。  
（別表第8関係）
- (3) 規定を整備することとした。（第25条の7関係）
- (4) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																												
<p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 この条例に定めるもののほか、有料公園施設の管理については、第24条第1号に規定する指定管理公園施設を除き、茅ヶ崎市営体育施設条例（昭和38年茅ヶ崎市条例第17号）、茅ヶ崎公園体験学習センター条例（平成30年茅ヶ崎市条例第37号）、茅ヶ崎公園駐車場条例（令和5年茅ヶ崎市条例第 号）、茅ヶ崎市営水泳プール条例（昭和35年茅ヶ崎市条例第13号）、茅ヶ崎市茶室・書院条例（平成3年茅ヶ崎市条例第12号）及び茅ヶ崎市氷室椿庭園条例（平成3年茅ヶ崎市条例第16号）の定めるところによる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第25条の7 指定管理公園施設を利用する者（以下「施設利用者」という。）（第2号アに掲げる者のうち 小学校就学の始期に達するまでの者及び柳島しおさい公園の駐車場に車両を駐車させる者のうち駐車時間が1時間以内の者を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる指定管理公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>(1)                  ㄱ 略</p> <p>(3)</p> <p>2                  ㄱ 略</p> <p>4</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">都市公園名</th> <th style="width: 80%;">有料公園施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茅ヶ崎公園</td> <td>野球場 庭球場 体験学習施設 駐車場</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第8（第25条の7関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">指定管理公園施設</th> <th style="width: 10%;">略</th> <th style="width: 10%;">略</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柳島しおさい公園</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1時間を超える部分につき、60分までごとに200円。た</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設の種類	茅ヶ崎公園	野球場 庭球場 体験学習施設 駐車場	略	略	指定管理公園施設	略	略	金額	柳島しおさい公園	略	略	1時間を超える部分につき、60分までごとに200円。た	<p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 この条例に定めるもののほか、有料公園施設の管理については、第24条第1号に規定する指定管理公園施設を除き、茅ヶ崎市営体育施設条例（昭和38年茅ヶ崎市条例第17号）、茅ヶ崎公園体験学習センター条例（平成30年茅ヶ崎市条例第37号） _____、茅ヶ崎市営水泳プール条例（昭和35年茅ヶ崎市条例第13号）、茅ヶ崎市茶室・書院条例（平成3年茅ヶ崎市条例第12号）及び茅ヶ崎市氷室椿庭園条例（平成3年茅ヶ崎市条例第16号）の定めるところによる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第25条の7 指定管理公園施設を利用する者（以下「施設利用者」という。）（第2号アに掲げる者 <u>であって</u>、小学校就学の始期に達するまでの者 _____ を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる指定管理公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>(1)                  ㄱ 略</p> <p>(3)</p> <p>2                  ㄱ 略</p> <p>4</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">都市公園名</th> <th style="width: 80%;">有料公園施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茅ヶ崎公園</td> <td>野球場 庭球場 体験学習施設 _____</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第8（第25条の7関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">指定管理公園施設</th> <th style="width: 10%;">略</th> <th style="width: 10%;">略</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柳島しおさい公園</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>2時間 無料 まで</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設の種類	茅ヶ崎公園	野球場 庭球場 体験学習施設 _____	略	略	指定管理公園施設	略	略	金額	柳島しおさい公園	略	略	2時間 無料 まで
都市公園名	有料公園施設の種類																												
茅ヶ崎公園	野球場 庭球場 体験学習施設 駐車場																												
略	略																												
指定管理公園施設	略	略	金額																										
柳島しおさい公園	略	略	1時間を超える部分につき、60分までごとに200円。た																										
都市公園名	有料公園施設の種類																												
茅ヶ崎公園	野球場 庭球場 体験学習施設 _____																												
略	略																												
指定管理公園施設	略	略	金額																										
柳島しおさい公園	略	略	2時間 無料 まで																										

			<u>だし、910円を上限とする。</u>
略	略	略	略

備考 略

			<u>2時間を超えた場合</u>	<u>60分までごとに20円。ただし、910円を上限とする。</u>
略	略	略	略	略

備考 略

## 茅ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例参照条文

### ○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

### ○都市公園法

(条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

「報告第16号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和5年4月17日 午前9時45分頃  
 事故発生場所 赤羽根1号公園  
 事故当事者 相手方 市内在住の男性  
 当方 茅ヶ崎市

経過

令和5年4月17日 事故発生  
 令和5年4月17日 公園緑地課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。  
 令和5年4月17日 事故発生を全国市長会（代理店 損害保険ジャパン株式会社）に報告。  
 令和5年6月12日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		321,200円
(算出内訳)		(修繕費) 321,200円
過失割合	100%	0%
賠償額	321,200円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 321,200円×100% = 321,200円	

## 「報告第17号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和5年4月21日 午前9時50分頃  
 事故発生場所 茅ヶ崎市西久保581番地先  
 事故当事者 相手方 市内在住の女性  
                   当方 茅ヶ崎市

## 経 過

令和5年4月21日 事故発生  
 令和5年4月21日 道路管理課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。  
 令和5年4月25日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の  
                   基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。  
 令和5年6月12日 専決処分（示談の締結）をする。

## 示談内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		76,252円
(算出内訳)		(修理費) 76,252円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	76,252円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 76,252円×100% =76,252円	